

令和 3 年 8 月

第 4 回人吉市議会（臨時会）議案

人 吉 市

令和 3 年 8 月 第 4 回 人吉市議会（臨時会）提出案件

議

案 番 号

件

名

議第 57 号

令和 3 年度 人吉市一般会計補正予算（第 4 号）

報第 12 号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分
の報告について

報第12号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

専第10号 損害の賠償について

（令和3年7月5日専決）

令和3年8月3日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第180条第2項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第 10 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 7 月 5 日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名

損害の賠償について

2 賠償の理由

令和 3 年 4 月 6 日午前 9 時 25 分頃、市公用車が、県道 143 号中河間多良木線を多良木町立久米小学校方面へ走行中、同小学校方面から走行してきた対向車の相手方車両と右ドアミラー同士が接触し、双方のミラーが損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

3 損害賠償の額

1,986 円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

